

# 別府大学史学研究会会則

第一条 本会は、「別府大学史学研究会」と称し、事務所を別府大学史学科に置く。

第二条 本会は、歴史学及び関連諸学に関する学術研究とその発表を行なうことを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため下の事業を行なう。

1. 『史学論叢』の発行
2. 年1回大会の開催
3. 学術研究会及び講演会などの開催
4. 他の学術機関との交流
5. その他必要な事業

第四条 本会は、下の会員をもって構成する。

正会員 別府大学史学科の教員、学内の教職員及び史学科卒業生の有志

学生会員 別府大学史学科の学生

賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの

第五条 本会に下の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 運営委員 若干名
3. 幹事 若干名
4. 会計監査 2名

第六条 役員の仕事を下の如く定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
2. 運営委員は、会長を補佐し、会務に関する諸般の事項を評議するとともに、『史学論叢』の発行、事業の計画、会計、その他の業務を分掌する。  
尚、会長に事故あるときは、その代表は会長の仕事を代行する。
3. 幹事は、運営委員会の業務執行に協力する。
4. 会計監査は、会の会計を監査する。

第七条 役員の出選及び任期を下の如く定める。

1. 会長は、役員が互選し、大会の承認を得る。
2. 運営委員は、正会員の中で互選し、会長がこれを委嘱する。
3. 幹事は、学生会員の中より運営委員会が推挙し、会長がこれを委嘱する。
4. 会計監査は、会員の中より運営委員会が推挙し、大会において承認する。
5. 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第八条 会員は、『史学論叢』の配布を受け、本会が主催する会合に出席できる。

第九条 本会の経費は、会費及び寄付金その他収入による。

第十条 本会の入会金及び会費は、下の如く定める。

1. 入会金は、一千元とする。
2. 会費は、正会員・賛助会員が年額二千元、学生会員が年額一千元とする。

第十一条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十二条 本会則の変更は、運営委員会の発議に基づき、年次大会により決定する。

第十三条 『史学論叢』の発行については、別に定める規程にしたがう。

附則 この会則は1990年4月1日より施行する。

## 『史学論叢』発行規程

第一条 論文等の投稿は、原則として会員に限る。但し、運営委員会の認めたものはその限りではない。

第二条 論文等の審査は、運営委員会が行なう。

第三条 発行は原則として年一回行なう。